

令和5年(ネ)第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

判決要旨

判決言渡し 令和6年11月27日午後2時30分

当事者 控訴人(1審原告)ら 原伸雄ほか

5 同訴訟代理人弁護士 小野寺信一ほか

被控訴人(1審被告) 東北電力株式会社

同訴訟代理人弁護士 真田昌行ほか

裁判所 仙台高等裁判所第3民事部 倉澤守春(裁判長)、綱島公彦、栗原志保

主文

10 1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由の要旨

1 【事案の概要】

本件は、被控訴人が設置する東北電力女川原子力発電所(本件発電所)からおむね半径5kmを超える30kmの範囲(UPZ圏)内に居住している控訴人らが、宮城県及び石巻市が策定している事故の際の周辺住民の避難計画(本件避難計画)には実効性がなく、女川原子力発電所2号機(本件2号機)は、国際原子力機関(IAEA)の採用する5層の深層防護の安全基準を満たしていないから、その運転再開により控訴人らの人格権が侵害される具体的危険があるとして、人格権に基づく妨害予防請求として、本件2号機の運転差止めを求める事案である。

2 【主張立証責任等について】

人の生命・身体は、それ自体が極めて重要な保護法益であるから、控訴人らにおいて、本件避難計画が実効性を欠いており、そのことによって、生命・身体に係る人格権が違法に侵害される具体的危険があることを主張立証した場合には、人格権侵害に基づく妨害予防請求として、本件2号機の差止めが認められることになる。

もとより、原子力発電所は、ひとたび重大事故を起こせば、放射性物質等の放出、拡散によって、広範な地域の住民等の生命・身体に重大な危害を及ぼし、他の分野の事故にはみられない深刻な影響をもたらす危険性を有する極めて特異な施設である。このような危険性（リスク）の顕在化を防ぐために、関連法令において規制等を設けている。したがって、本件避難計画に定める防護措置が、上記規制等に基づき適切に講じられていないときは、原子炉施設の有する危険が顕在化する蓋然性が高く、人の生命・身体に係る人格権が違法に侵害される具体的危険があると事実上推定されると考えられる。

他方、本件避難計画は、女川地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らし具体的かつ合理的なものとなっていることが確認され、原子力防災会議において、これが了承されている。このことからすると、本件避難計画は、原子力災害対策指針等に照らし一応の合理性があり、原子炉施設の危険が顕在化する蓋然性は抑えられていると考えられる。しかし、女川地域原子力防災協議会等の上記判断の過程で、検討すべき事項が検討されなかつたなど、看過し難い過誤や欠落がある場合には、本件避難計画に合理性があるということはできず、人の生命・身体に係る人格権が違法に侵害される具体的危険があると事実上推定されると考えられる。

### 3 【本件避難計画に実効性がないという控訴人らの主張について】

- (1) 控訴人らは、国際原子力機関（IAEA）が提唱する深層防護の考え方によると、本件避難計画は、ほかの防護措置とは独立して防護の効果を上げられるものでなければならないが、その実効性に欠けている旨を主張する。
- (2) 深層防護の考え方とは、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、それぞれ別の目標を持ったいくつのレベルの防護策を用意して、一連の防護策全体の実効性を高めようとする考え方である。このような深層防護の考え方には原子力安全に特有のものではないが、原子力安全に関しては、第1ないし第4の防護レベルとして、異常運転や故障を防止し、それが発生した場合に事故

に発展することを防止し又は事故の影響や進行を緩和すること等を目標とする施設内の対策が定められ、第5の防護レベルとして、放射性物質等の大規模な放出による影響を緩和する（緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化し、確率的影響のリスクを低減する等）ことを目標とする緊急時対応に係る計画の策定やその準備等を内容とする施設外の対策が定められている。我が国における関連法令も、この考え方方に依拠するものと考えられるから、本件発電所について、第5レベルの防護措置が採られていないような場合には、防護措置が前記規制に基づき適切に講じられていないことになり、人の生命・身体に係る人格権が違法に侵害される具体的な危険があると事実上推定されると考えられる。

控訴人らの主張は、本件避難計画は第5の防護レベルの対策であり、ほかの防護レベルの対策とは独立して防護の効果を上げられるものでなければならぬが、本件避難計画において予定されている避難退城時検査場所（検査所）は、実際には開設できないか、開設しても継続できないし、自家用車と並ぶ避難手段であるバスの確保や配備もできないから、自家用車で検査所に向かった住民や一時集合場所でバスを待つ住民は避難することができず、UPZ内に閉じ込められ、多量の放射性物質等を浴びることになり、避難計画として実効性がないこと等をいうものである。

しかし、深層防護とは、人と環境に影響を与える諸現象やそれへの対策の効果には不確さが存在し、一つの対策だけでは影響を防ぐことができないことを考慮して、それぞれ別の目標を持った複数の防護レベルの対策を用意し、それぞれの防護レベルで最善が尽くされることにより、全体としての効果が期待されるというものである。各防護レベルの防護策がほかの防護レベルの防護策とは独立して防護の効果をあげられる必要があるという場合においても、それは、あるレベルが機能しないことが他のレベルに影響を与えないことを意味するのであり、各防護レベルが相互に無関係に考えられるべきであるということを

意味するのではない。かえって、深層防護の考え方においては、各防護レベルの防護策がバランスよく講じられ、相互に補完し、その総合力で安全を守るシステムを考えることが重要であるとされている。

このような考え方の下では、施設外の緊急対応である第5レベルの防護策は、施設内での防護策である第1ないし第4レベルの防護策と互いに補完して機能するものと位置付けられる。原子炉内で異常事態が発生した場合には、原子炉施設内において、第4レベルまでの防護策によって、放射性物質等が施設外に放出される事態を防ぐ一方で、万一放射性物質等が原子炉敷地外に放出された場合に備えて、その影響を緩和するために、施設外で、第5レベルの防護策に係る措置が開始されるものと考えられる。第5レベルの防護措置が、放射性物質等の大規模な放出による放射線影響を緩和するという同レベルの防護措置に求められる防護の効果をあげられるかどうかについても、このような補完関係を踏まえて判断すべきである。

(3) 本件避難計画は、①原子力事業者の緊急事態の通報の後、②原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて避難計画に従った段階的な避難の必要性を判断し、③国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて適切かつ明確に伝え、状況によっては、安全に避難が実施できる準備が整うまで、要避難者を一時的に屋内退避させるなどの措置を探るものとしている。

したがって、本件避難計画が放射性物質等の大規模な放出による放射線影響の緩和という第5レベルの防護措置に求められる防護の効果をあげられないというためには、その判断をする前提として想定される放射性物質等の異常な放出の具体的な機序や態様を特定した上で、その特定した機序及び態様による放射性物質等の放出の危険が発生した後、本件避難計画が定める避難等の必要性の判断、指示及びその伝達、並びに避難計画に従った段階的避難又は屋内退避等の過程における具体的な場面のいずれかにおいて、当該放射

性物質等の放出の機序及び態様の下で、防護の効果をあげることができない具体的な蓋然性があることを明らかにする必要がある（このように原因となる事象の具体的態様を特定しないと、いかなる態様の事故にも完全に対応できる地域防災策の策定を求める事になるが、原子力安全においては相対的安全の考え方方が採られていると考えられ、また、防災基本計画も、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としており、深層防護も第5レベルについては同様の考え方に基づくものであると考えられること等を踏まえると、第5レベルの防護を含む地域防災の在り方として、いかなる態様の事故にも完全に対応できる防護策ないし地域防災の策定は求められていないと考えられる。また、発生する蓋然性が明らかでない事故態様を前提として問題点を観念してみても、その場合に発生する生命・身体に係る人格権が侵害される危険は抽象的なものにとどまり、人格権に基づく妨害予防請求の根拠となり得るような生命・身体に係る人格権が侵害される具体的危険に当たるとは考え難い。）。

しかし、控訴人らの主張は、本件避難計画の定める避難の原子力規制委員会による必要性の判断、原子力災害対策本部による避難等の指示及びその伝達並びに避難計画に従った段階的避難又は屋内退避等の過程（殊に、避難指示が輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮してされること）を踏まえたものではない。控訴人らが、U P Z 内の住民につき段階的避難の実施がおよそ不可能であり、一斉避難を余儀なくされる事象や、本件避難計画の定める避難経路が利用不可能な事象等があり、その場合には本件避難計画の定める措置が防護の効果をあげられない旨を主張するならば、これを主張する控訴人らにおいて、上記のような本件避難計画では対処できない事象が発生する具体的な蓋然性を主張立証すべきであるが、本件において、そのような主張立証もされていない。そして、その前提となる事象が生じる蓋然性が具体的に主張立証されていない以上、控訴人らが主張する点をもってしても、本件避難計画が想定された

放射性物質等の放出に対し防護の効果を上げることができないとはいえない。

- 4 【本件避難計画が具体的かつ合理的なものであることを確認した女川地域原子力防災協議会の判断等の過程に看過し難い過誤や欠落があるという控訴人らの主張について】

(1) 控訴人らは、本件避難計画において、UPZ内の住民が避難するに当たり放射性物質の付着の検査や簡易除染を受ける検査所や、その後受付等をする避難所受付は、実際には開設できないか、開設しても継続できないし、バスの確保と配備もできないのに、女川地域原子力防災協議会において、開設の条件、開設の条件であるレーン、要員・資材の確保の有無、要員・資材・食料・宿泊施設・トイレ等の搬入可能時期、搬入の可否等につき検討していないことは、看過し難い過誤や欠落に当たる旨を主張する。

しかし、本件避難計画は、避難等の実施に係る事項を、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等を考慮して、発生した事態に応じて臨機応変に決定し、段階的に避難を実施することを想定している。控訴人らが指摘する上記事項の具体的な内容も、実際に発生した異常事態の態様等が明らかになった時点で、原子力規制委員会等の指示に基づいて決定されることが予定されている。したがって、これらの事項が女川地域原子力防災協議会等で検討がされていなかったとしても、それをもって、その判断の過程に看過し難い過誤や欠落があるということはできない。

(2) 控訴人らは、緊急輸送に必要なバスのトータル台数が把握されておらず、その結果、その台数の確保が可能かどうか、運転手の拘束時間が何時間になり、その手配が可能かどうかについても検討されていない旨を主張する。

しかし、緊急事態において発せられる避難指示は、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮してされることが想定されており、控訴人らが指摘する上記事項についても、避難指示を発するに当たり考慮される事項に含まれると考えられる。したがって、本件避難計画の具体性や合理性を確認する際に上記

事項が検討されなかつたとしても、それをもつて、女川地域原子力防災協議会等の判断の過程に看過し難い過誤や欠落があるということはできない。

- (3) 控訴人らは、バス事業者に協力を要請する責任主体が県かバス協会かで争いがあり、また、添乗員の確保はできず、職員の添乗がなければ避難は開始できない旨も主張する。

しかし、このような前提事実を認めるに足りる的確な証拠はないのみならず、本件避難計画に基づき、県は県バス協会等と協定を締結しており、また、本件避難計画においては、避難搬送用バスには、市職員を添乗させ広域避難所まで誘導するものとされていることからすると、この点について、本件避難計画の具体性・合理性を確認する際にこれらの事項が検討されなかつたとしても、それをもつて、女川地域原子力防災協議会等の判断の過程の看過し難い過誤や欠落に当たるとはいうことはできない（仮に、控訴人らが、バス事業者との協力体制が現時点では整備されていないことをもつて、女川地域原子力防災協議会等の判断の過程に看過し難い過誤や欠落があると主張するならば、控訴人らにおいて、そのような協力体制が現時点で整備されていなければ本件避難計画が防護の効果をあげられなくなるような事象が発生する具体的な蓋然性があること等、上記判断の過程でこれを検討しなければならなかつたというべき根拠を主張立証すべきであるが、そのような主張立証もされていない。）。

## 5 【結論】

以上によれば、控訴人らが主張する事項が本件避難計画が挙げる「今後の検討課題」にも含まれていることを考慮してもなお、本件2号機の運転再開によって生じる控訴人の生命・身体に係る人格権が侵害される危険が運転差止を命じることができるように具体的な危険に当たることの立証があつたということはできない。したがって、控訴人の請求は理由がない。以上